

2025年度 保育所等訪問支援事業所ガイド



新潟市子どもの権利相談室
「こころのレスキュー隊」
マスコットキャラクター
ココうさ・ここねこ

保育所等訪問支援のご案内

保育所等訪問支援とは？

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブなど、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援※を行うものです。

保育所等訪問支援の目標



① こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

こどもが保育や教育等の集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設と共に将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの成長や発達を心配する不安な気持ちや、少しでも保育所等に適応してほしいという期待感など、家族の心情を理解した上で、家族がこどもの発達状況や特性を理解し、その成長を喜びあうことができる土台を作るとともに、こどもの家族の意向を受け止め、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定

訪問先施設の意向を受け止め、こどもとの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言することなどを通じて、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させ、こどもの育ちを支えること。

④ 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

こどもや家族、訪問先施設の意向を踏まえながら、こどもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場における環境等を整えることを通じて、保育所等において全てのこどもが共に成長できるよう支援していくこと。

※集団生活への適応のための専門的な支援とは、対象となるこどもを集団生活に合わせるのではなく、こどもの特性等に集団生活の環境や活動の手順等を合わせていくことです。

支援内容

◆ こども本人に対する支援

⇒訪問先施設や家庭での生活に活かしていくために、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行う。



◆ 訪問先施設の職員に対する支援

⇒訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言を行う。

◆ 家族に対する支援

⇒訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝える。また、定期的な面談や保育所等訪問支援の実施後の報告等を通じて、子育ての悩み等に対する相談援助を行ったり、こどもの障害特性についての理解が促されるような支援を行ったりする。





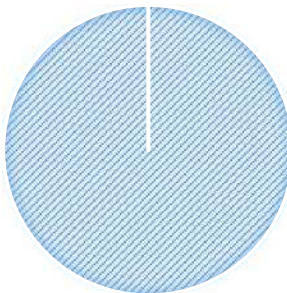


「保育所等訪問支援ガイドライン」より抜粋



保育所等訪問支援事業所ガイド掲載事業所紹介


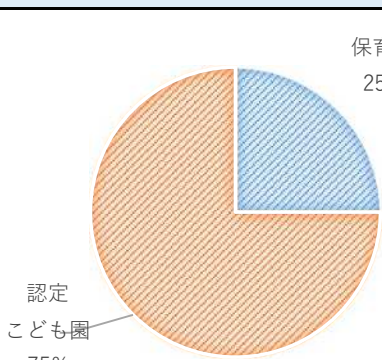
区	ページ	名称	住所	電話
北	4	ひかりキッズアンジェ	太夫浜1639-46	025-250-1942
中央	5	コペルプラス 新潟駅前教室	東大通2-3-26 プレイス新潟7階	025-282-7470
	6	児童発達支援みんな	山ニツ5-1-22	025-384-0386
	7	居宅訪問型児童発達支援・ 保育所等訪問支援ほんわか	五十嵐東1-19-3-10	090-5345-5579
西	8	居宅訪問型児童発達支援・ 保育所等訪問支援ももgrowth	寺尾北1-12-50 フィールドA202	025-378-3519
	9	Sprouts	大野町3436-7	025-378-3562
中央	10	新潟市立児童発達支援センター	神道寺南2-4-27	025-247-6531







事業所名		ひかりキッズ・アンジェ	
【PR ポイント】 同一法人内で保育所と保育所等訪問支援の両方を運営しているのが最大の特徴です。 法人のビジョン「ひとりひとりが愛されて輝くコミュニティ」「ひとつの大きな家族」のもと、ひとりひとりのこどものよいところ・特性・友達との関係など、状況を両事業所が完全に共有し、毎度の両職員によるディスカッションを通じて、園の活動自体と一緒に工夫しながら集団の中での最適な支援を行なっていくことができるのは、大きな強みです。大規模園や行事の中でうまく馴染めない・・・といったお悩みをお持ちの方、ぜひご相談ください。 関連法人で小学生の学童保育「わくわく☆アーク」を運営しておりますので、未就学の間のみならず、小学校進学後も引き続き関係機関と連携しながらお子様にとって最適な支援を続けてまいります。			
住所	新潟市北区太夫浜1639-46		
TEL	025-250-1942	F A X	025-290-7501
URL	https://hikarikids.net/ange/		
E - Mail	ange@hikarikids.net		
設置主体	社会福祉法人 聖愛会		
事業開始年月日	令和7年4月1日		
事業所管理者	日比野 則彦	問い合わせ担当者	本間 奈々恵
営業日		営業時間	
月曜日 ～ 金曜日 ※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く		9時～18時	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
保育士		新潟市北区・東区・中央区・江南区	
利用料以外の費用		利用要件	
なし		なし	
 <p>ホームページは こちらからどうぞ</p>  <p>本間 (児発管)</p>  <p>日比野 (管理者・支援員)</p> <p>連携園ひかりキッズ・コンフィ</p> 		訪問先別割合	
		 <p>保育園 100%</p>	



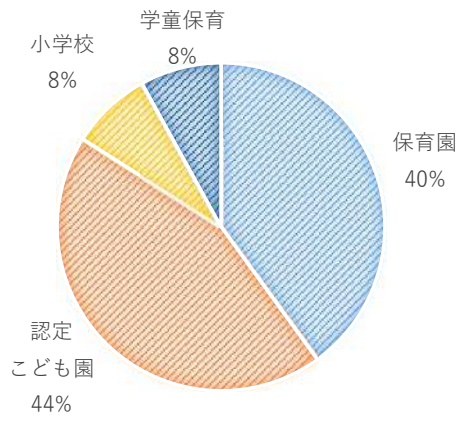
事業所名		コペルプラス新潟駅前教室	
<p>◎お子様への支援 園や学校の先生方と相談しながら、集団生活での困りごとに対し必要な支援を検討していきます。お子様が集団生活の中で安心して過ごすことができるようにサポートいたします。</p> <p>◎園や学校、先生との連携支援 お子様の発達や特性による状況を話し合い、支援の内容や方向性を一緒に考えていきます。</p> <p>◎保護者様への共有 園や学校でのお子様の様子や、先生やお友達との関わり方について都度情報を共有いたします。</p>			
住所	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟7階		
TEL	025-282-7470	F A X	025-282-7479
URL	https://copelplus.copel.co.jp/school/niigata-class/		
E - Mail	niigata@copelplus.copel.info		
設置主体	新潟市		
事業開始年月日	令和6年9月1日		
事業所管理者	西村	問い合わせ担当者	西村
営業日		営業時間	
月曜日 ～ 金曜日 ※一部の国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く		10時～18時	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
保育士、言語聴覚士、公認心理師		新潟市内	
利用料以外の費用		利用要件	
なし		なし	
QRコードより、教室の情報をご覧ください		訪問先別割合	
 <p>ホームページ</p>  <p>Instagram</p> <p>お気軽にお問い合わせください </p>		 <p>認定こども園 34%</p> <p>小学校 33%</p> <p>幼稚園 33%</p>	

事業所名		児童発達支援みんな	
【PR ポイント】 児童発達支援みんなは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業を実施しています。訪問支援は、保護者様や訪問先の先生方の困り感やニーズをお聞きし、お子様が園や学校で適応できるよう直接・間接的な支援をしております。 当事業所の特色として、難聴児が通っている園や学校への適応についても対応しております。難聴児教育の経験者や言語聴覚士が聴覚特別支援学校や通級指導教室と連携しながら、支援を進めています。また、発達の遅れや発達障がいのお子さん、あるいは聴覚障がいと発達障がいを合わせ有するお子さんについても、対応しております。児童発達支援や放課後等デイサービスと併用してご利用の場合は、園や学校での様子を受けて、事業所での支援を行っています。			
住所	新潟市中央区山二ツ5丁目1番22号		
TEL	025-384-0386	F A X	025-384-0393
URL	https://minnasatouta.com/		
E - Mail	minna.satouta@gmail.com		
設置主体	合同会社さとうた		
事業開始年月日	令和7年1月1日		
事業所管理者	佐藤 隆子	問い合わせ担当者	中村 祐子
営業日		営業時間	
月曜日 ～ 金曜日 ※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く		9時～17時30分	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
児童指導員、保育士		新潟市内（主に中央区、東区、江南区、北区） 新潟市近郊	
利用料以外の費用		利用要件	
交通費 事業所～訪問先 30円/km (新潟市中央区、東区、江南区、北区以外の場合のみ)		なし	
 <div data-bbox="507 1641 727 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ホームページに評価アンケートの結果やお便りが載っています。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="185 1818 296 1930" style="text-align: center;">  HP </div> <div data-bbox="367 1818 475 1930" style="text-align: center;">  X </div> <div data-bbox="545 1818 657 1930" style="text-align: center;">  Instagram </div> </div>		訪問先別割合	
			

事業所名	居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援ほんわか		
【PR ポイント】			
☆基本方針			
<p>保育所等訪問支援を通して、保護者と訪問先の先生やスタッフが歩み寄ることが出来る、子どもの成長・発達を共に喜び合える。お子様が子どもらしく安心して過ごせる環境になり、保育や学校教育を楽しめるようになることを目指しています。家族支援では、ご自宅にお邪魔して、困りごとの相談、集団生活での取り組みを家庭でも実践できるよう環境調整、関わり方の共有を行っています。</p> <p>☆発達障がい、引きこもり、不登校、医療的ケアが必要なお子様、重い病気のお子様、学校、園などとの関係調整、お子様に関するお悩みをお気軽にご相談ください。</p> <p>*ご希望に応じ、保育士等が支援中に吸引、栄養注入等を行うことができます。</p>			
住所	新潟市西区五十嵐東1-19-3-10		
TEL	090-5345-5579	F A X	025-367-9203
URL	http://honwaka2022.com/		
E-Mail	honwaka2024@gmail.com		
設置主体	一般社団法人ぽかぽか		
事業開始年月日	令和6年10月1日		
事業所管理者	森山 いづみ	問い合わせ担当者	森山 いづみ
営業日		営業時間	
月曜日 ～ 金曜日 ※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く		9時～17時30分	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
保育士・児童指導員・作業療法士		新潟市全域 燕市等 相談に応じて	
利用料以外の費用		利用要件	
なし		集団生活に困難を要する児童 0歳から18歳	
		訪問先別割合	
		 <p>認定こども園 75%</p> <p>保育園 25%</p>	

事業所名		居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援もも growth	
【PR ポイント】 児童発達支援管理責任者が小児救急看護認定看護師であり、支援員として登録している職員も看護師が2名おります。保育所、小学校から高等部のお子さんの医療的ケアの指導がおこなえる。重症心身障害児さんで重いお子さんの体調や体の状態、成長により変化する変形や呼吸状態、緊張に合わせたケアがおこなえる。呼吸器装着しているお子さんのご希望があれば、普通学級での支援もおこなってまいります。			
住所	新潟市西区寺尾北1-12-50フィールドA202		
TEL	025-378-3519	F A X	025-378-3519
URL	なし		
E - Mail	narumicorporeation@gmail.com		
設置主体	合同会社 命美 (なるみ)		
事業開始年月日	令和4年10月1日		
事業所管理者	篠田まなみ	問い合わせ担当者	左記同
営業日		営業時間	
月～金曜日 ※土日祝日、12月30日～1月3日除く		8時30分～17時30分	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
支援員4名		西区、中央区、南区 その他地域応相談	
利用料以外の費用		利用要件	
交通費、キャンセル料金		受給者証をお持ちの方	
		訪問先別割合	

事業所名	Sprouts		
<p>【PR ポイント】</p> <p>個別療育と並行しながら保育所等訪問支援を行っています。</p> <p>ご家庭と園と療育のトライアングルで連携を図り、地域でよりよく過ごすためのお手伝いをさせていただきます。</p> <p>『できた』『楽しい』『ここが好き』をたくさん経験し、集団生活の場が心地いい居場所になるように訪問先職員の方々と一緒に考えます。</p> <p>褒める関わりでお子様の強みを伸ばし、できるところからスモールステップで成功体験を積めるような支援を目指します。保護者の皆様、地域の皆様、お子さまに関わる方々と手を携えて支援していきたい、それがSproutsの願いです。</p>			
住所	新潟市西区大野町3 4 3 6 - 7		
TEL	025-378 - 3562	F A X	025-378 - 3563
URL	https://sprouts-aba.com/		
E - Mail	daybreak.7010@gmail.com		
設置主体	合同会社ダイブレイク		
事業開始年月日	令和4年4月1日		
事業所管理者	渡部 尚人	問い合わせ担当者	田中 容江
営業日		営業時間	
火曜日 ~ 木曜日 ※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く		9時~12時	
職員（専門職）配置		事業実施地域	
保育士		新潟市西区	
利用料以外の費用		利用要件	
実施地域以外へ訪問した場合の交通費 (1km当たり10円)		当該事業所の利用者対象	
 <p>ホームページ用 二次元バーコード</p>   <p>お気軽に お問い合わせください</p> <p>青木 渡部</p>		<p>訪問先別割合</p> <p>令和8年2月より、保育所等訪問サービスを再開いたしました。</p> <p>今後とも、宜しく願い致します。</p> 	

事業所名	新潟市立児童発達支援センター ころん		
【PR ポイント】	<p>新潟市内全域に訪問をしています。診断名の有無にかかわらず、集団生活の場で困っているお子さんがどうすれば過ごしやすいのか、どうすれば困り感を少なくできるのかを訪問先施設の方と一緒に考えています。また、ご希望に応じて家庭訪問を行い、環境調整やお子さんへの関わり方について具体的にお伝えしたり、ご家庭で使える支援グッズのご紹介をしたりしています。</p> <p>支援員は、当センターの児童発達支援や相談支援での業務経験が5年以上の職員を配置しています。必要に応じ、センター内の心理士や言語聴覚士などの多職種と連携を図りながら、お子さんにとってより良い支援が提供できるよう努めています。</p>		
住所	中央区神道寺南2-4-27		
TEL	025-247-6531	F A X	025-247-6541
URL	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/shien/syogai/sodan/sodancenter/index.html		
E - Mail	jido.hs@city.niigata.lg.jp		
設置主体	新潟市		
事業開始年月日	令和2年1月1日		
事業所管理者	塚野 静香	問い合わせ担当者	田村 聡美
営業日	営業時間		
月曜日 ~ 金曜日 ※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く	8時30分 ~ 17時		
職員（専門職）配置	事業実施地域		
保育士	新潟市内		
利用料以外の費用	利用要件		
なし	新潟市内居住		
<p>気になることがありましたら いつでもご連絡ください。 お子さんも保護者も訪問先施設のみんなも ハッピーになれるような支援を 一緒に考えましょう！</p>   <p>HPはこちら</p>	訪問先別割合		
	 <p>認定こども園 44%</p> <p>保育園 40%</p> <p>小学校 8%</p> <p>学童保育 8%</p>		

特別な支援が必要なお子さんの

福祉サービスのご案内

◆この案内で紹介するサービス等の内容

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 1. 各サービスに共通の事項 | 2. 障がい児相談支援 | 3. 児童発達支援 |
| 4. 保育所等訪問支援 | 5. 放課後等デイサービス | 6. 相談窓口 |

1. 各サービスに共通の事項

◆制度の概要

- ・児童福祉法に基づく福祉サービスです。
- ・運営主体は、社会福祉法人やNPO法人、一般社団法人、株式会社、自治体による直営等がありますが、市内の全ての事業所が国が定める事業所指定基準に基づき、新潟市の指定を受けて運営しています。

◆サービスを利用するには

- ・お住まいの区の区役所健康福祉課障がい福祉係に利用申請を行い、支給決定（通所受給者証の交付）を受けることが必要です。（サービス利用の流れはP4を参照）
- ・障がい者手帳所持の有無にかかわらず、医師の診断書等により専門的な支援（療育）の必要性が認められたお子さんが利用できます。なお、保護者の就労の有無は問いません。

◆支援の方法

- ・お子さん一人ひとりの状態や状況に応じ、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する「個別支援計画」を作成し、この計画に基づいて支援を実施します。

◆利用者負担（利用料）

- ・国が定める基準額による費用の1割負担です。ただし、各世帯の課税状況に応じた負担上限月額の設定があります。
 - ・幼児教育・保育の無償化対象児（3歳児から5歳児）は、利用者負担はありません。
 - ・障がい児相談支援には、利用者負担はありません。
- ※利用する事業所によって、利用料の他に、実費負担（おやつ代・教材費・行事参加費・昼食代等）がある場合がありますので、事前に各事業所にご確認ください。

◆その他

- ・送迎サービスの有無や実施状況は、利用する事業所によって異なりますので、事前に各事業所にご確認ください。
- ・複数の事業所を併用したり、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等との併用も可能です。詳細は、区役所健康福祉課障がい福祉係でご案内しています。

2. 障がい児相談支援

◆障がい児相談支援とは

- ・相談支援専門員が児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等のサービスの利用を希望するお子さんの総合的な支援方針等を検討し、障がい児支援利用計画の作成や計画の評価等を行います。

3. 児童発達支援

◆児童発達支援とは

- ・日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、お子さんの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

◆対象となるお子さん（未就学児（就園児も可））

- ・集団療育及び個別療育の支援が必要な未就学のお子さん

◆支援内容

- ・お子さんが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」といった各領域に関する発達支援を行います。
- ・家族に対して、お子さんの特性に配慮し、「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本とした家族支援を行います。
- ・特別な支援を必要とするお子さんの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育園等の子育て支援機関との連携を進める等の地域支援を行います。

※事業所によって、さまざまな特色を持って個別のニーズに応じた支援を行っており、実施する活動・プログラムは異なります。

4. 保育所等訪問支援

◆保育所等訪問支援とは

- ・保育園等に通っている又は通う予定のお子さんについて、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援員が訪問支援を行うことにより、保育園等の安定した利用を促進するための支援を行います。

◆対象となるお子さん（就園児・小学生・（中学生・高校生））

- ・保育園等に現在通園・通学している又はこれから通園・通学する予定で、集団生活の適応のための専門的な支援が必要なお子さん

◆支援内容

- ・2週に1回程度を目安に、お子さんの通う保育園等を訪問し、お子さんに集団生活適応のための支援等を行います。（お子さんの状況等によって訪問回数は変わります。）
- ・訪問先の職員に対し、お子さんへの支援方法等について、助言等を行います。

◆訪問先

- ・保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、その他各市町村が認める施設（放課後児童クラブ・中学校・高等学校など）

5. 放課後等デイサービス

◆放課後等デイサービスとは

- 学校に就学しているお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進します。

◆対象となるお子さん（小学生・中学生・高校生）

- 学校（幼稚園、大学を除く）に就学していて、専門的な支援が必要なお子さん

◆支援内容

- 学校終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練（ソーシャルスキルトレーニング、学習支援）
 - ②創作的活動、作業活動（運動・音楽活動、機能・作業訓練）
 - ③地域交流の機会の提供（体験活動、外出活動）
 - ④余暇の提供（余暇活動等）
- 学校との連携・協働による支援を行います。

※事業所によって、さまざまな特色を持って個別のニーズに応じた支援を行っており、実施する活動・プログラムは異なります。

6. 相談窓口

※受付時間はいずれも、平日8：30～17：30です。

【区役所】

担当窓口	電話番号	住 所
北区役所健康福祉課障がい福祉係	025-387-1305	北区東栄町1-1-14
東区役所健康福祉課障がい福祉係	025-250-2310	東区下木戸1-4-1
中央区役所健康福祉課障がい福祉係	025-223-7207	中央区西堀通6番町866 NEXT21 3階
江南区役所健康福祉課障がい福祉係	025-382-4396	江南区泉町3-4-5
秋葉区役所健康福祉課障がい福祉係	0250-25-5682	秋葉区程島2009
南区役所健康福祉課障がい福祉係	025-372-6304	南区白根1235
西区役所健康福祉課障がい福祉係	025-264-7310	西区寺尾東3-14-41
西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係	0256-72-8358	西蒲区巻甲2690-1

※ご相談は、お住まいの区の区役所へお願いします。

【基幹相談支援センター】

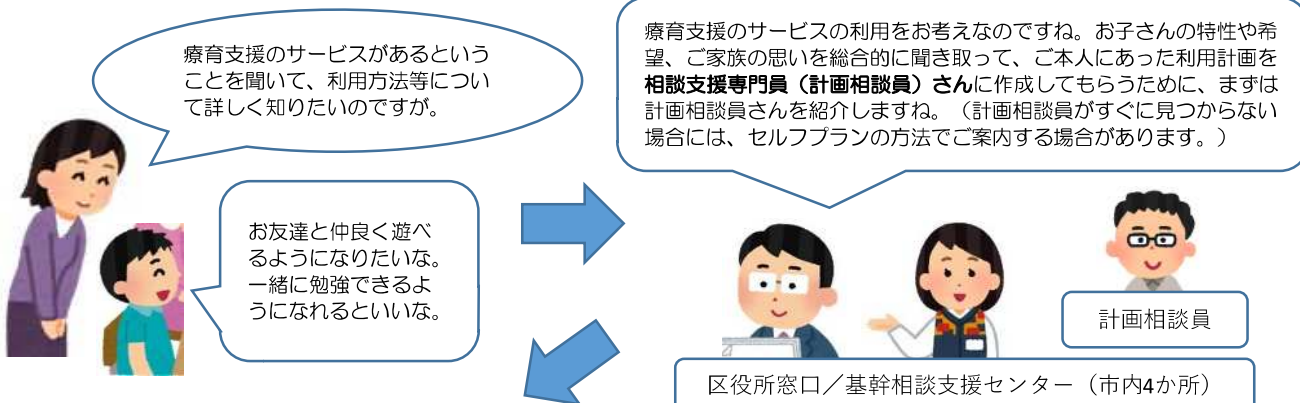
センター名	担当エリア	電話番号	住 所
基幹相談支援センター東	北・東区	025-250-2315	東区下木戸1-4-1東区役所1階
基幹相談支援センター中央	中央区	025-248-7171	中央区八千代1-3-1新潟市総合福祉会館1階
基幹相談支援センター秋葉	江南・秋葉・南区	0250-25-5661	秋葉区程島2009秋葉区役所2階
基幹相談支援センター西	西・西蒲区	025-264-7468	西区寺尾東3-14-41西区役所3階

※ご相談は、お住まいの区を担当するセンターへお願いします。

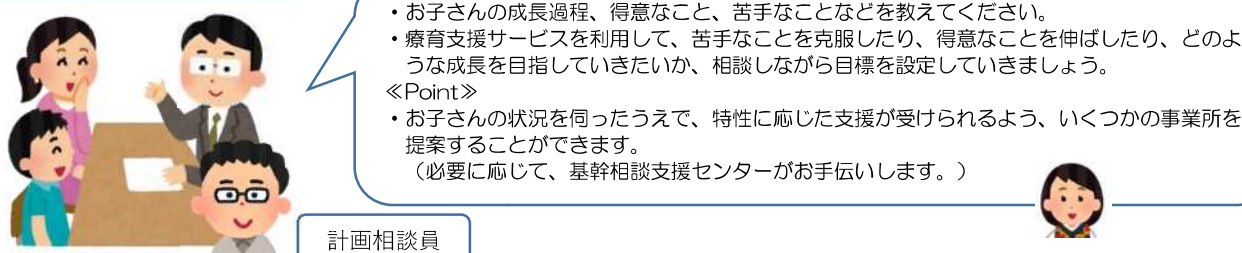
特別な支援が必要なお子さんの

福祉サービス利用の流れ（概要）

① サービス利用に関するご相談は、「区役所健康福祉課障がい福祉係」や「基幹相談支援センター」、（「相談支援事業所」）のどちらでも、相談しやすい窓口にお問い合わせ下さい。相談から利用まではおおよそ1か月かかります。

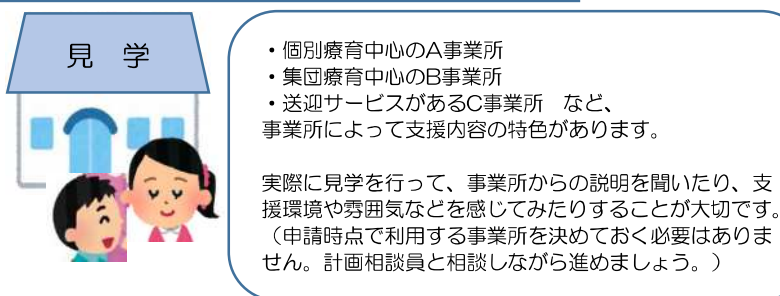


② 聞き取り・利用申請（区役所）



③ 計画相談員のプラン作成と確認

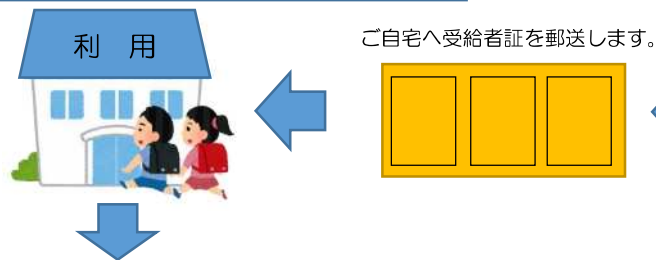
【②～③の頃に】療育サービス事業所選びと見学



④ 支給決定、受給者証の交付



⑤ 事業所と契約、療育サービスの利用開始



サービス利用が始まると…

⑥ 計画相談員が定期的に自宅を訪問し、計画通りに支援が行われているか確認、評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。

(R3新潟市障がい者地域自立支援協議会療育等支援班作成)



発行元：新潟市立児童発達支援センター

〒950-0986

新潟市中央区神道寺南2-4-27

電話 : 025-247-6531

メール : jido.hs@city.niigata.lg.jp